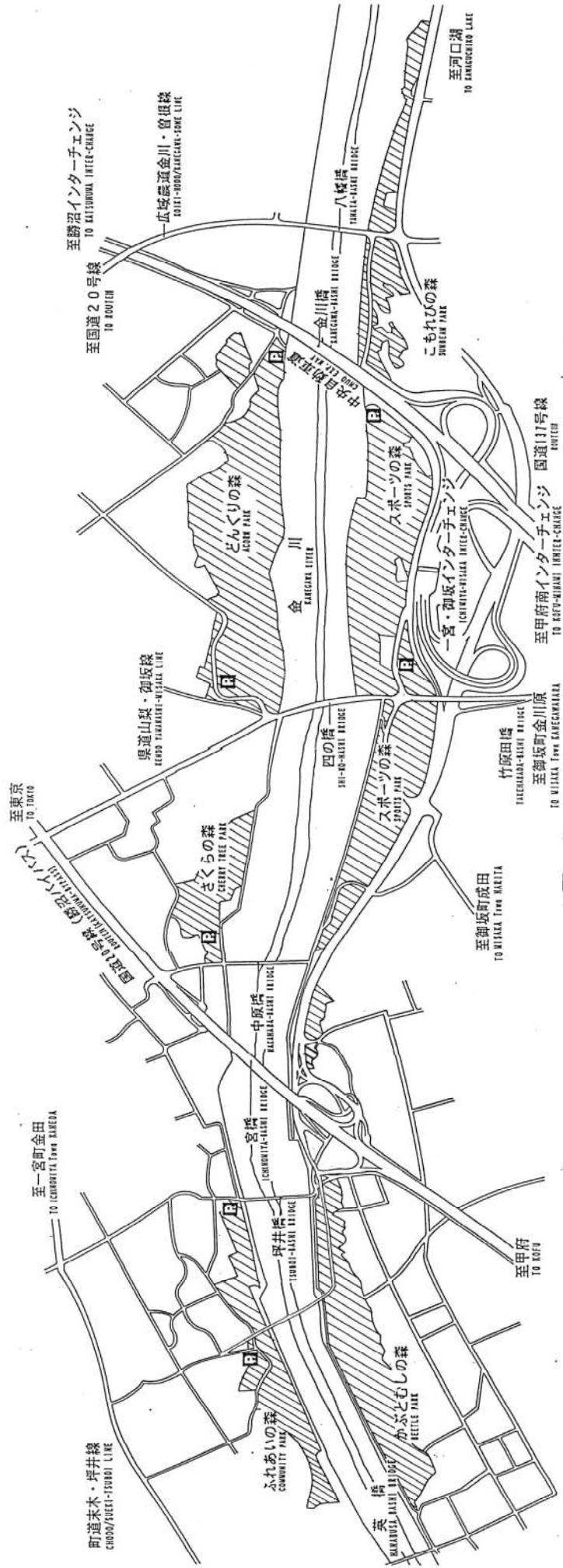


山梨県森林公園金川の森位置図



山梨県森林公園金川の森
全体設計平面図
1/4



凡 例	
	公園区域
	芝生
	建物
	駐車場



山梨県森林公園金川の森
全体設計平面図
2/4



凡 例	
	公園区域
	芝生
	建物
	駐車場

さくらの森
CHERRY TREE PARK



スポーツの森
SPORTS PARK



県立山梨・都立院
KENRITSU YAMANASHI-DUTSU IYUEN

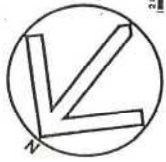
金 川
KANEKAWA RIVER

四の橋
YONONAKAHI BRIDGE

中原橋
NAKAHARA BRIDGE

第一公園
DAIICHI KOUEN

図面 2/4 建設 (株) 設計 (株) 設計
KENRITSU YAMANASHI-DUTSU IYUEN



山梨県森林公園金川の森
全体設計平面図

3/4



どんぐりの森
ACORN PARK

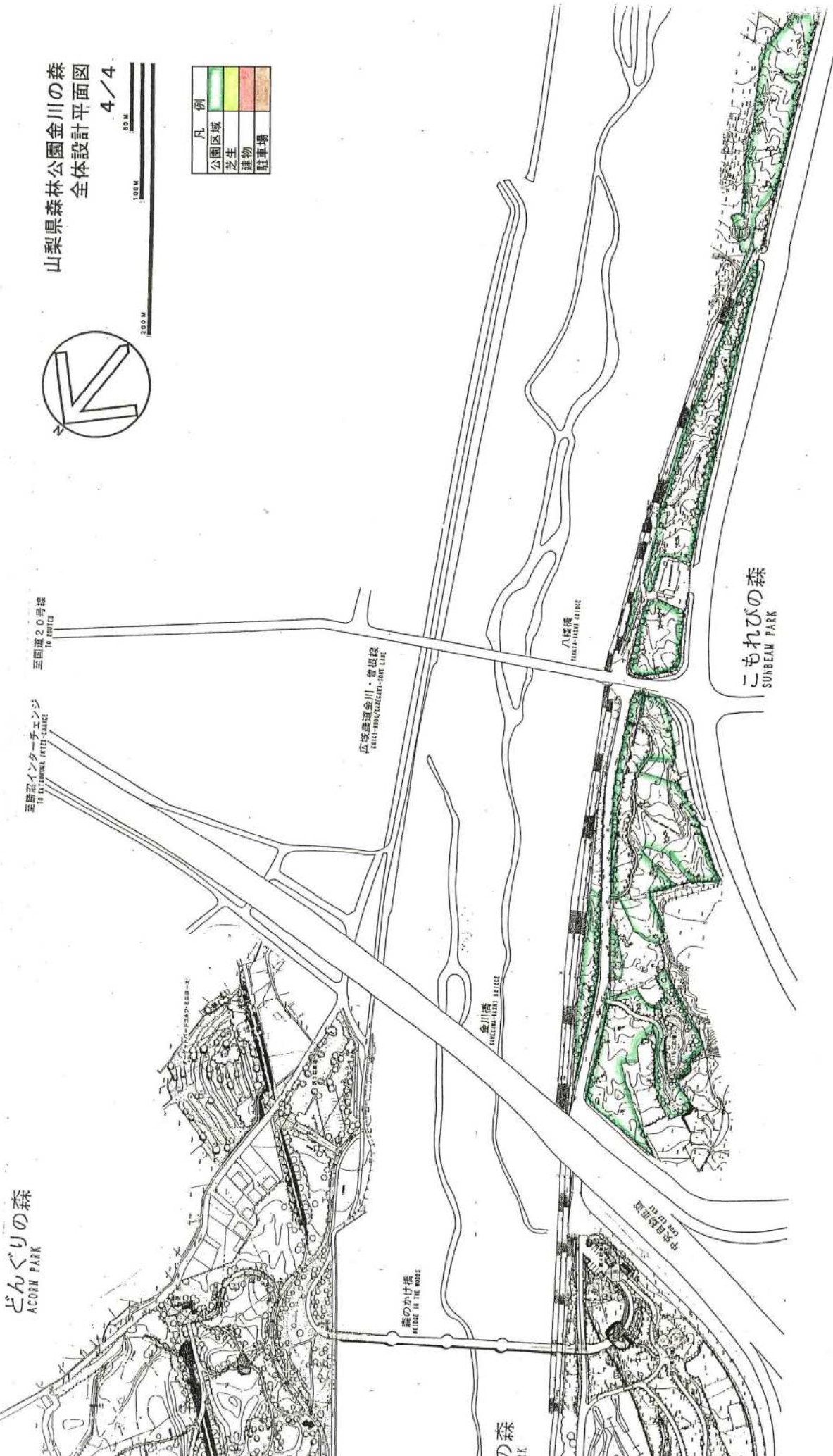


スポーツの森
SPORTS PARK

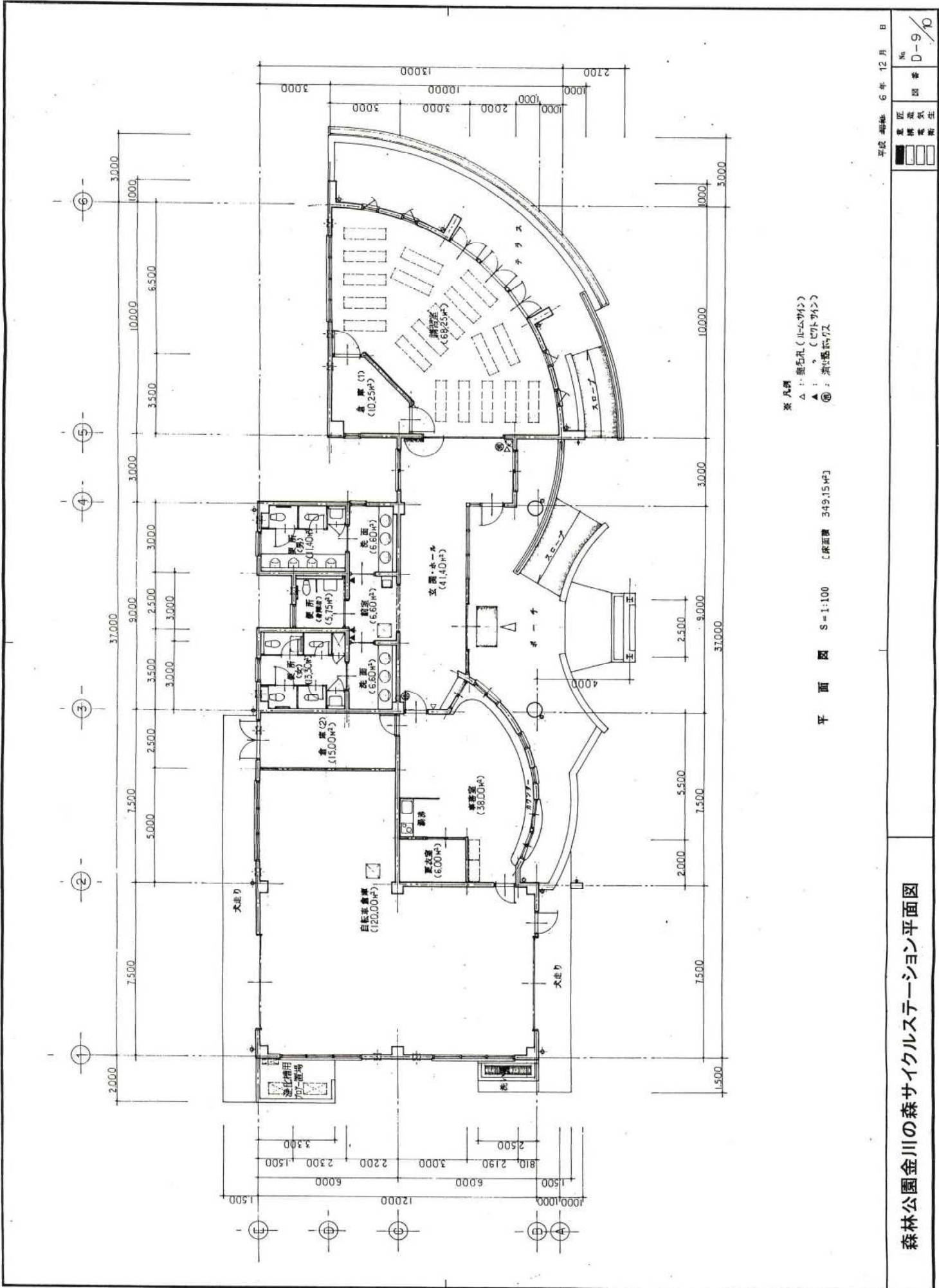


凡例
公園区域
芝生
建物
駐車場

どんぐりの森
ACORN PARK



山梨県森林公園金川の森
全体設計平面図
4/4



自動体外式除細動器の管理仕様書

1. 設置場所

指定管理者は、玄関付近など人目につきやすい場所に県から貸与を受けた自動体外式除細動器（AED）及び壁掛け収納ボックスを設置し、救命の用に供すること。

2. 保守点検

指定管理者は、目視によりAEDの日常点検を行うものとし、機器の異常を発見した場合は、早急に対応すること。

3. 消耗品等の交換

指定管理者は、定期的にAEDの部品等（本体バッテリー・電極パッド・収納ボックスの乾電池）の補充・交換を行うこと。

項目	交換・補充等の時期
バッテリー交換	寿命5～6年（製造年月 ） 使用頻度に応じて交換
電極パッド交換	2年ごとに交換（製造年月 ） 使用の都度交換
乾電池交換	必要の都度

4. 使用報告

指定管理者は、AEDを用いて救命活動が行われた際には、その都度、知事に報告すること。

関係法令等一覧

法令等名称
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
森林法
都市公園法山梨県都市公園条例（昭和 39 年山梨県条例第 21 号）・施行規則
会社更生法
民事再生法
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）
山梨県森林公園金川の森指定管理業務モニタリング実施要領
障害者基本法
個人情報保護法
山梨県個人情報保護条例
消防法・施行規則
大規模地震対策特別措置法
国民保護法
山梨県国民保護計画
労働安全衛生法・規則
水道法・施行規則
浄化槽法・施行規則
液化天然ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律・施行規則
国民の休日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）
電気事業法・施行規則

山梨県立武田の杜保健休養林、山梨県森林公園金川の森
指定管理業務モニタリング実施要領

制定：平成30年 4月 1日

改正：令和 4年 3月 11日

改正：令和 8年 3月 27日

第1 目的

この要領は、指定管理者施設である山梨県立武田の杜保健休養林、山梨県森林公園金川の森の適正な管理を確保するためのモニタリング（業務の確認・検証）について必要な事項を定めるものとする。

第2 モニタリングの実施と役割

指定管理者は、事業報告書の作成、利用者アンケートの実施、苦情・要望などへの対応等を通して、自己評価と業務改善を行い、自己評価結果を「指定管理施設の管理運営状況評価書」（別紙様式1）（以下「モニタリングシート」という。）にまとめ県へ報告する。

なお、指定管理者は自己評価にあたり「指定管理施設の管理運営状況評価書（根拠資料）（別紙様式2）（以下「根拠資料」という。）」を提示する。

2 県は、指定管理者からの自己評価を含む事業報告書、現地確認などによる管理運営状況の確認を行い、改善のための指導等を行う。

なお、県における役割分担については、指定管理者からの定期報告に基づく現地確認を森林環境部県有林課が行い、これ以外の随時の確認（毎月1回程度）は林務環境事務所が実施するものとし、適正に業務が執行されていることを確認する。

第3 モニタリングの実施方法

県は基本協定書、管理業務仕様書及び指定管理者の業務計画書に基づくサービス水準等を維持するため、次のとおり定期モニタリングを実施する。

（1）月次確認

月次報告により、施設の基礎的な利用状況（利用人数、利用料金収入額、事業実施状況等）を把握する。

（2）四半期確認

四半期報告により、一定期間の施設の基礎的な利用状況（利用人数、利用料金収入額、事業実施状況等）について、「定期評価シート（別紙様式3）」による評価を行うとともに現地確認を行い、履行状況等を確認する。

なお、評価の結果、効果が不十分である場合は、改善指導を行い、次回報告書の提出時等に改善状況を確認する。

（3）年度確認

事業報告書による現地確認を行い、年間の管理運営業務全般について、履行状況、サービスの質の評価、運営体制の安定性等を確認する。

なお、四半期毎の現地確認は、予め県が「事業計画書等」及び「事業報告書」欄を記入したモニタリングシート（別紙様式2）により実施し、「現地確認結果」欄の記入後、指定管理者が「指定管理者の自己評価」欄を記入し、今後の業務改善等のための資料とする。また、年度末の現地確認は、事業報告書及び四半期確認時のモニタリングシートにより実施し、「整合性の検証」、「業務改善に向けた分析・指導内容」、「総合的な所見」欄を記入した後、指定管理者に送付する。

- 2 定期モニタリングのほか、随時のモニタリングとして、必要に応じて巡回、立会い等による実地確認を行う。
- 3 県有林課長は、施設運営の改善に向け、現地確認の機会等を活用して指定管理者と対面による意見交換を年度毎に3回以上実施する。

第4 モニタリングによる確認・指導の内容

定期報告等に基づき、次の3つの視点から管理運営状況に関する確認・指導を実施する。

(1) 履行確認

維持管理業務が、県の求めるサービス水準（管理運営業務の内容・基準等）を充足しているかを確認する。

(2) サービスの質の評価

運営業務、自主事業が県の求めるサービス水準（管理運営業務の内容・基準等）を充足しているか評価する。

(3) 運営体制の安定性の確認

運営体制が、県の求めるサービス水準（管理運営業務の内容・基準等）を効率的・効果的かつ安定的に提供することが可能な体制となっているかを確認する。

- 2 確認・指導の時期については、定期報告や事業報告書の提出等の時期をとらえ、適時その報告内容等に適した確認・指導を行う。

第5 モニタリング結果の報告及び公表

県有林課は、指定管理者から報告のあったモニタリングシート（別紙様式1）の各評価項目及び総合的な施設所管課の評価及び改善指導、改善勧告とそれに対する指定管理者の対応状況を6月上旬までにモニタリングシートに整理し、併せて利用者アンケート様式（前年度分）を添付のうえ行政法務課あてに報告する。行政法務課は、モニタリング結果の概要及びモニタリングシート（個人名は除く）を県のホームページ等で公表する。

第6 指定管理業務のモニタリング結果の活用

県は、期待される施策効果が十分生じているか、モニタリングを通じて評価・検証を行い、その結果、施策効果が十分でない判断した場合は、指定管理者とともに、改善策の企画、検討、策定を行う。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から適用する。

建築物点検マニュアル

(抜 粋)

令和8年3月改定

山梨県

目次

第1章 マニュアルの概要	・・・	1
1 目的		
2 適用対象		
3 点検の種類		
4 点検の実施方法等について		
5 留意事項		
第2章 建築基準法に基づく点検について	・・・	2
1 対象		
2 実施者		
3 実施方法		
4 実施時期		
5 点検結果の保管等について		
第3章 他法令に基づく点検について	・・・	5
1 対象		
2 実施者		
3 実施時期及び方法		
4 点検結果の保管等について		
第4章 長寿命化点検について	・・・	6
1 対象		
2 実施者		
3 実施時期		
4 長寿命化点検結果の取り扱い		
5 実施方法		
6 点検結果の保管等について		
第5章 日常点検について	・・・	22
1 対象		
2 実施方法及び時期		
3 点検結果の保管について		
<様式等>		
別紙1	点検対象建築物一覧表	
別紙2	法令検査点検一覧表	
様式1	建築基準法点検票	
様式2	日常点検票	

第1章 マニュアルの概要

1 目的

このマニュアルは、県で管理する建築物等の劣化等の状況を把握し、建築物等の適正な保全を図るとともに、各種点検に基づく適切な改修の実施により長期にわたる安全な使用（建築物の長寿命化）を図ることを目的とする。

2 適用対象

このマニュアルは、県で管理する建築物及びその附帯施設に適用する。

3 点検の種類

施設管理者は次の点検を実施する。

(1) 建築基準法に基づく点検

建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく点検をいう。

(2) 他法令に基づく点検

建築基準法以外の法律に基づく点検をいう。

(3) 長寿命化点検

公共施設マネジメント実施方針に規定する長寿命化対象建築物の点検をいう（ただし、同実施方針に基づく公共施設のあり方検討において、長寿命化対象外とされた施設における建築物を除く）。

(4) 日常点検

施設管理者が日常的に行う点検をいう。

4 点検の実施方法等について

(1) 建築基準法に基づく点検は、建築基準法点検票（様式1）により実施し、実施方法は「第2章 建築基準法に基づく点検について」に示す。

(2) 他法令に基づく点検の実施方法は、「第3章 他法令に基づく点検について」に示す。

(3) 長寿命化点検は、公共施設・財産マネジメントシステムに点検結果を記録する方法で行い、実施方法は、「第4章 長寿命化点検について」に示す。

(4) 日常点検は、日常点検票（様式2）を参考様式とし、実施方法は、「第5章 日常点検について」に示す。

5 留意事項

(1) 点検に際しては、安全に十分留意すること。

(2) 特殊な建築部位・設備は、法定点検の対象としていないため、別途必要な点検を実施すること。

第2章 建築基準法に基づく点検について

建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく点検であり、建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に保つとともに、建築物の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを定期に確かめるため、損傷、腐食、その他劣化状況を点検する。

1 対象

点検が義務付けられている建築物の要件は(1)及び(2)である(別紙1「点検対象建築物一覧表」参照)。

(1) 建築物

- ① 公会堂、集会場、病院、診療所、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、学校、百貨店、展示場、遊技場、倉庫、自動車車庫などの特殊建築物で、床面積の合計が200㎡を超えるもの
- ② 上記①に掲げる用途の建築物のうち、階数が3以上でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下のもの
- ③ 事務所等の建築物で階数が3以上でかつ床面積の合計が200㎡を超えるもの

(2) 建築設備等

昇降機及び上記(1)の建築物に設置されている換気設備、排煙設備、非常用照明装置、防火設備などの建築設備

2 実施者

施設管理者の委託等により、有資格者(一級建築士、二級建築士、特定建築物調査員、防火設備検査員、昇降機等検査員、建築設備検査員)が実施する。

なお、別紙1「点検対象建築物一覧表」の営繕課欄に○のある建築物(山梨県財務規則における知事部局の「かい」の施設(指定管理施設を除く))で営繕課が必要と認めるものの点検(昇降機点検を除く)については、営繕課が実施する(年度当初に、施設管理者から営繕課への依頼が必要)。

ただし、当該施設管理者は、営繕課の点検に先立ち予備点検(長寿命化対象建築物においては長寿命化点検含む)を実施すること。

3 実施方法

営繕課が実施する点検は建築基準法点検票(様式1)を使用する(点検票の記載方法は記載例による)。それ以外については、別途任意様式により実施する。

なお、長寿命化対象建築物については、当該施設管理者が事前に点検した長寿命化点検結果を基に、建築部位・設備について確認し、必要に応じ追記修正等を行う。

4 実施時期

建築物は3年以内ごと、建築設備等は1年以内ごとに実施する。

【外壁の全面調査について】

外壁仕上げ材が**タイル、石貼り及びモルタル等**で施工されている建築物の定期点検において、次の場合は、外壁の全面調査を行うことが義務づけられているため、適切な時期に実施すること。

なお、直近の調査結果を、公共施設・財産マネジメントシステムに登録する。

- ① 手が届く範囲での打診調査で浮きが確認される等、異常が認められた場合
- ② 竣工、外壁改修、または全面打診の実施から 10 年を超えて行う最初の定期点検の場合（ただし、3 年以内に改修する場合又は別途歩行者等の安全措置をした場合を除く）

※ 平成 20 年 4 月 1 日の建築基準法に基づく告示の改正により規定

※ 全面打診調査は外部委託となるため、所管課で予算措置が必要

※ 用途が事務所等の建築物については、階数が 5 以上かつ延べ面積が 1,000 m² を超えるものが義務付け対象

5 点検結果の保管等について

点検結果は、各施設で保管するとともに、別途指定する期日までに、施設管理者が公共施設・財産マネジメントシステムに点検結果を登録する。

また、指定管理施設においては、指定管理者は点検結果を施設で保管するとともに、所管課に報告し、所管課が公共施設・財産マネジメントシステムに点検結果を登録する。

なお、長寿命化点検は、直近の点検結果を反映する。

点検結果の登録については次のとおり。

完了	調査年度	調査日	調査名	建物調査	関連資料	現況写真集	写真保存	削除
▼	2023	2023年5月15日	2023年度本庁舎本館長寿命化点検	編集	未登録	編集	選択	削除
▼	2021	2022年3月31日	2021年度本庁舎長寿命化点検	編集	未登録	編集	選択	削除
▼	2022		2022年度本庁舎本館建築基準法点検(設備)	追加	登録済	編集	選択	削除
▼	2021		2021年度本庁舎本館建築基準法点検(建物・設備)	追加	登録済	編集	選択	削除

新規追加 ①

建物調査 ② 関連資料 ③ 写真保存 ④

② 調査年度 2022 年度 調査名 2022年度本庁舎本館建築基準法点検(設備) +追加 Shift+F1

前画面に戻る F11 更新 F12

第3章 他法令に基づく点検について

建築基準法以外の法律等に基づく点検であり、設備等の損傷、腐食、その他劣化状況を点検する。

1 対象

他法令（電気事業法、消防法等）で点検対象となっている設備等（別紙2「法令検査点検一覧表」参照）。

2 実施者

施設管理者の委託等により、それぞれの有資格者が実施する。

3 実施時期及び方法

それぞれの法令（電気事業法、消防法等）に基づき実施する（別紙2参照）。

なお、長寿命化対象建築物については、長寿命化点検結果を基に、建築部位・設備について確認し、必要に応じ点検結果に反映させること。

4 点検結果の保管等について

点検結果は、各施設で保管する。指定管理施設においては、指定管理者は点検結果を施設で保管するとともに、所管課に報告する。

なお、長寿命化点検は、直近の点検結果を反映する。

第5章 日常点検について

施設管理者が施設の安全性、耐久性、機能性等に支障がない状態に保たれているか日常的に点検する。

長寿命化改修等の実施を含め、適正な施設管理のためには施設（建築部位・設備）の状況把握や対応状況の蓄積（記録）が必要不可欠であることから、日常的に点検等を実施すること。

1 対象

すべての建築物

2 実施方法及び時期

様式1及び日常点検票（様式2）を参考に、日常的に行う。

3 点検結果の保管について

点検結果は各施設に保管する。

別紙2 法令検査点検一覧表

検査等の対象	検査等内容	検査等回数	規定法規	検査等資格者等	備考
消火器、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント及び無線通信補助設備	機器点検	1回/6月	消防法第17条第3項3 消防庁告示(昭和50年第3号)	消防設備士または 消防設備点検資格者	
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、通電火災警報器、非常警報器具及びガス漏れ火災警報器具、非連動設備、連動放水設備、連結送水管、非常警報器(配線部分を除く)並びに操作盤	総合点検 耐圧点検	1回/1年 1回/3年	消防法14条の3第2 消防法14条の3第2 62条の4	危険物取扱者または危険物施設保安員	ホースまたは配管の製造年の天日から10年以内のものを除く 指定数量以上の危険物の積積に関する政令第1条の1に定める数量をいう。 第1石油類(ガソリン等) = 200L 第2石油類(灯油等) = 1000L 第3石油類(重油等) = 2000L 第4石油類(軽油等) = 6000L 他
危険物	屋内外消火栓のホース、連結送水管 指定数量の10倍以上の危険物を取扱う一般取扱所及び地下貯油庫を有する一般取扱所	1回/1年	消防法14条の3第2 消防法14条の3第2 62条の4	危険物取扱者または危険物施設保安員	ホースまたは配管の製造年の天日から10年以内のものを除く 指定数量以上の危険物の積積に関する政令第1条の1に定める数量をいう。 第1石油類(ガソリン等) = 200L 第2石油類(灯油等) = 1000L 第3石油類(重油等) = 2000L 第4石油類(軽油等) = 6000L 他
ボイラー	性能検査 定期自主検査	検査日の有効期限内(1年未満又は1年を起す2年以内) 1回/1年	労働安全衛生法第41条、第45条 ボイラー及び圧力容器安全規則第32条、第38条、第67条、第73条、第88条、第94条	労働基準監督署長または検査代行機関	ボイラー、小型ボイラー及び第1種圧力容器、小型圧力容器、第2種圧力容器は、労働安全衛生法施行令第1条による
圧力容器	性能検査 定期自主検査	検査日の有効期限内(1年未満又は1年を起す2年以内) 1回/1年	労働安全衛生法第41条、第45条 ボイラー及び圧力容器安全規則第32条、第38条、第67条、第73条、第88条、第94条	労働基準監督署長または検査代行機関	
エレベーター	性能検査 定期自主検査	検査日の有効期限内(1年未満又は1年を起す2年以内) 1回/1年	労働安全衛生法第41条、第45条 エレベーター等の安全規則第154条、第159条	検査代行機関	
事務所	作業環境測定 機械設備点検 定期点検	1回/1年 1回/2月 1回/6月	労働安全衛生法第55条 事務所衛生基準規則第7条、第9条、第10条、第15条	検査代行機関	事務所とは、事務所作業に従事する労働者が主として使用する建築物をいう。
特定建築物	空気清浄機の検査 遊樂設備点検 飲料用水管の検査 保安検査 危険予防規定を定め自主検査 危険予防規定を定め自主検査	1回/2月 1回/7日 1回/6月 3年に1回以上 1回/1年	建築物衛生法(建築物における衛生的環境の確保に関する法律) 第4条 同施行規則第3条~4条、第4条の2、3 高圧ガス保安法第35条	講習修了者 建築物衛生技術者 検査のあるもの 監督が行うものは講習終了者 都道府県知事または高圧ガス保安協会 指定するもの	特定建築物とは、興業場、店舗、事務所、旅館等の用途に供せられる部分の延べ面積が3000㎡以上、及び学校の用途に供せられる部分の延べ面積が8000㎡以上の建築物をいう。 第1種遊樂施設とは、1日の法定冷温能力が20トン(プロパンガスの場合50トン)以上で高圧ガスを用いる設備のない、また特定施設とは冷温能力が冷温能力第30条に定める冷温能力を使用する製造所をいい、プロパンの場合は含まれる。 ばい煙発生施設とは、伝熱面積10㎡以上及びボイラーの燃焼能力が重油換算で50kg/h以上のボイラー、火格子面積2㎡又は排却能力200kg/h以上の焼却炉をいう。 簡易水道とは、受水タンクの合計容量が10m ³ を超えるものをいう。
冷凍機	第1種製造者となる冷凍機のうち特定施設	1回/1年	高圧ガス保安法第35条	都道府県知事または高圧ガス保安協会 指定するもの	
ばい煙発生施設	ばい煙量濃度の測定	1回/2月	大気汚染防止法第2条、第16条 同施行規則第15条	地方公共団体の機関または厚生労働大臣が 指定するもの	
簡易専用水道	外観検査 水質検査 書類検査	1回/1年	水道法34条の2 同施行規則第55条、56条		
特定施設(指定地域等特定施設)	排水の特定	400m ³ /日以上、1回/1日 200~400m ³ /日未満：1回/7日 100~200m ³ /日未満：1回/14日 50~100m ³ /日未満：1回/30日	水質汚濁防止法第14条 同施行規則		特定施設とは、処理対象人員が500人を超えるし尿浄化槽(指定地域は20人以上500人以下)及び300床以上の病院の厕所施設をいう。
事業用電気工作物	保安規定を定め自主定期点検	月次1回/1月 年次(A)1回/1年 年次(B)1回/3年	電気事業法第42条	電気主任技術者(電気保安協会他)	事業用電気工作物とは、特別高圧変電設備、高圧変電設備、二次変電設備、自家発電設備等をいう。
ガス溶射かき器(屋内設置) ガス風呂釜(屋内設置) 及びこれらに併設	消警機器の設備上の事項(規則108条)	1回/3年	ガス事業法40条の2 ガス事業法施行規則第84条	ガス供給事業者	ガス溶射かき器でガスの消費量が10,000kcal/h以下のものでかつ不完全燃焼装置自動ガス遮断装置付きのものは除く。
浄化槽	水質検査 保守点検	1回/1年 1回/1週~6月	浄化槽法第10条 浄化槽法第11条	水質検査は指定検査機関が行う。 浄化槽保守点検業者	処理方式、処理対象人員および点検周期が異なる。 50人以上の浄化槽は技術管理を置くことが必要。

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
1	敷地及び地盤	1-(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	目視により確認する。	建築物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねていること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	建物周辺に陥没はあるが、安全上支障なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	建築物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねている <input type="checkbox"/>		
2	敷地及び地盤	1-(7)	塀	組積造の塀又は補強コンクリート造の塀等の劣化及び損傷の状況	目視、下げ振り等により確認する。	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微のひび割れ、破損又は傾斜がある <input type="checkbox"/>	中程度のひび割れ、破損又は傾斜がある <input type="checkbox"/>	著しいひび割れ、破損又は傾斜がある <input type="checkbox"/>		
3	敷地及び地盤	1-(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	著しい傾斜若しくはひび割れがあること又は目地部より土砂が流出していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽度の傾斜又は、ひび割れがある <input type="checkbox"/>	中程度の傾斜又は、ひび割れがある <input type="checkbox"/>	著しい傾斜、ひび割れがある、又は目地部より土砂が流出している <input type="checkbox"/>		
4	建築物の外部	2-(1)	基礎	基礎の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する。	地盤沈下に伴う著しいひび割れがあること又は建具開閉等に支障があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	地盤沈下に伴う軽微なひび割れあり <input type="checkbox"/>	地盤沈下に伴う中程度のひび割れがある <input type="checkbox"/>	地盤沈下に伴う著しいひび割れがある、又は建具開閉等に支障ある <input type="checkbox"/>		
5	建築物の外部	2-(2)	基礎	基礎の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	礎石にずれがあること又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	コンクリート面に軽微なひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>	コンクリート面に中程度のひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>	礎石にずれがある、又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>		
6	建築物の外部	2-(3)	土台 (木造建築物)	土台の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する。	土台にたわみ、傾斜等があること又は建具開閉に支障があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	土台にたわみ、傾斜等がある、又は建具開閉に支障がある <input type="checkbox"/>		

※番号1～6のみ抜粋。以降の番号についてはマニュアルを参照。

様式2 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無	
1	建築物の敷地及び地盤面		敷地内の排水	目視により確認	排水不良があること。		
2	建築物の敷地及び地盤面		植栽	目視により確認	植栽に一目で分かる枯れ、傾き、病害虫の発生があること。		
3	屋根葺き材等	屋根葺き材、内装材、外装材、帳壁、パラペット、建具	タラップ、庇、とい等の外観	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	仕上げ材料、附属物その他に落下のおそれがある亀裂その他の損傷、変形、浮き若しくは腐食があること。 接合部における緩みがあること。		
4	屋根葺き材等	高架水槽、冷却塔、手摺、煙突、その他建築物の屋外に取付けるもの	エキスパンションジョイント金物等の外観	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	漏水、変形、さびその他の腐食、シーリングの破断があること。 結合部における緩みがあること。 部材に一目で分かるずれ、変形があること。		
5	床及び階段	共通	屋外階段の外観及び固定	目視及び触診、歩行により確認	歩行上の支障となるひび割れ、さびその他の腐食があること。		
6	防火区画を構成する各部分（防火戸その他の防火設備を含む）その他防火上主要な部分	防火区画を構成する床、壁、柱及びはり	防火区画の部材の外観	目視により確認	各部材及び接合部に亀裂その他の損傷があること。		
7	防火区画を構成する各部分（防火戸その他の防火設備を含む）その他防火上主要な部分	防火区画を構成する床、壁、柱及びはり	鉄骨の耐火被覆の外観	点検口から目視により確認	耐火被覆の剥がれによる鉄骨の露出があること。		
8	防火区画を構成する各部分（防火戸その他の防火設備を含む）その他防火上主要な部分	防火区画を構成する床、壁、柱及びはり	防火区画を構成する床の外観	目視により確認	各部材又は接合部に穴又は破損があること。		

※番号1～8のみ抜粋。以降の番号についてはマニュアルを参照。